

議案第 36 号

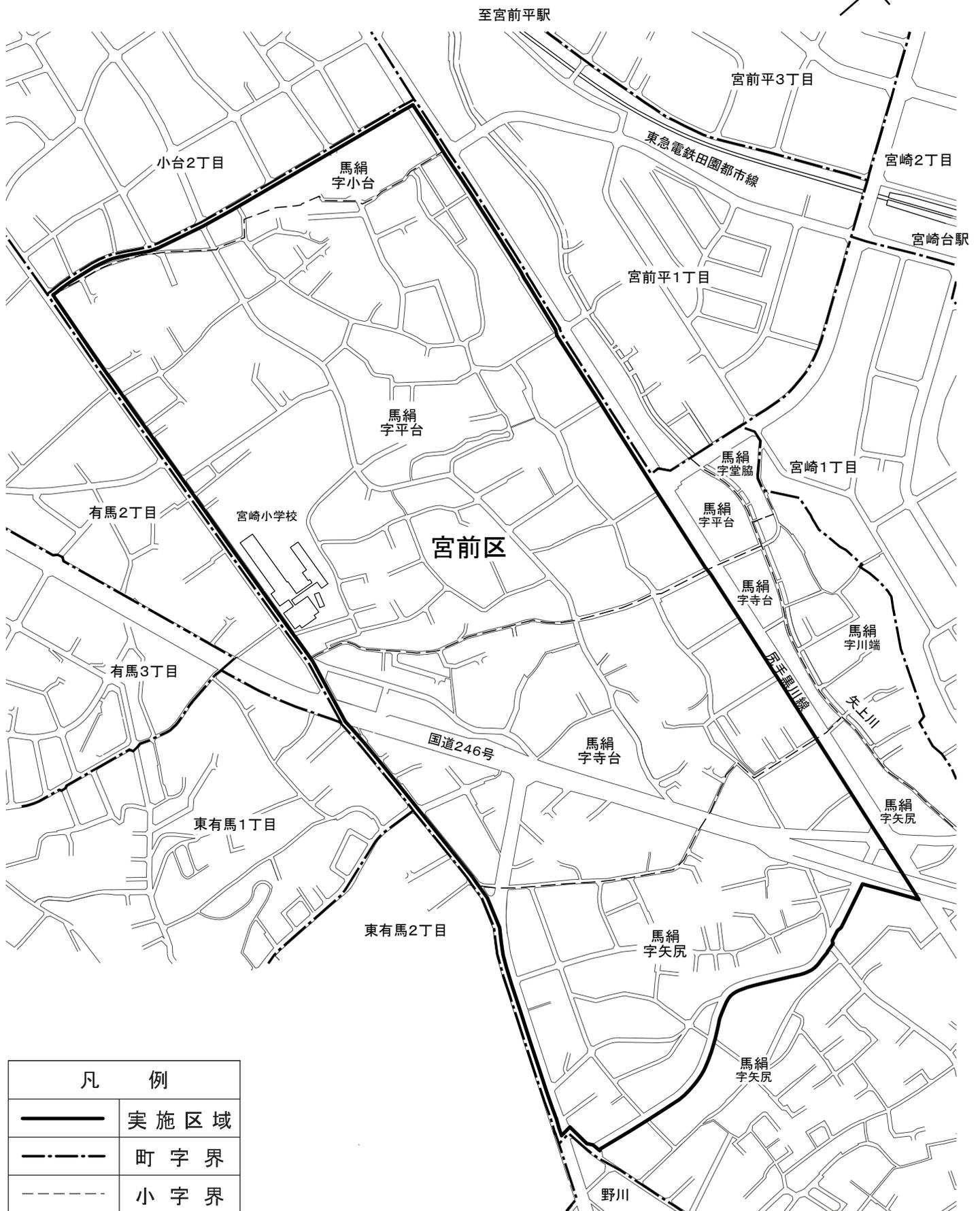
宮前区における住居表示の実施区域及び方法について

住居表示に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、住居表示を実施する市街地の区域を別図のとおり定め、当該区域における住居表示の方法は街区方式によるものとする。

平成 28 年 2 月 15 日提出

川崎市長 福田 紀彦

# 別図 (住居表示の実施区域図)



凡 例	
	実施区域
	町字界
	小字界



参考資料

提 案 要 旨

宮前区馬絹地区において、住居表示を実施したいので提出する。